

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 中 川 喜 代 子

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成18年11月21日付け大北総第178号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成18年8月16日付け大北総第122号により行った不存在による非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成18年8月11日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「請求人の診療報酬明細書（レセプト）（平成13年11月及び12月、平成14年8月の〇〇病院（現在 〇〇病院）無い場合理由を明確に明記お願いします。保存期間を過ぎて（満了）していてもあれば開示しなければいけないので開示してください。廃棄した場合、廃棄年月日（または釜入）廃棄していない場合廃棄予定年月日を明記してください。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存存在による非開示決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録された公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第23条第2項に基づき、平成18年8月16日付け大北総第122号により不存存在による非開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「本件請求に係る保有個人情報を保有していない理由
（説明）」

当該保有個人情報については、3年保存となっており、保存年限が経過したことにより、平成13年度分（平成13年4月から平成14年3月）については、平成17年8月25日に、平成14年度分（平成14年4月から平成15年3月）については、平成18年8月4日に実際に廃棄し溶解処分を行ったため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年10月13日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が記録されている公文書は、北区区役所所管の平成13年度及び平成14年度診療報酬明細書（以下「本件文書」という。）である。

診療報酬明細書（レセプト）は、医療機関が国民健康保険の被保険者に対して行った診療行為の内容や要した費用を記載し、医療機関から保険者である大阪市へ送られてくる書類であり、国民健康保険の負担額算定の資料となっている。

本件文書は、大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号。以下「規程」という。）により、保存期間が3年間となっている。

本件文書の最終編集年度は、平成13年度及び平成14年度であり保存期間が満了となるのは、平成16年度末（平成17年3月末日）及び平成17年度末（平成18年3月末日）である。

このため、本件文書について、規程第44条に基づき保存期間満了により廃棄決定し、平成13年度分は平成17年8月25日に溶解処分を行い、また、平成14年度分については、本年8月4日に溶解処分を行った。

以上の事実により、当該公文書が存在しないため、本件処分を行ったものである。

なお、条例に基づく開示請求以外にも診療報酬明細書等の開示については、その取り扱いについて「診療報酬明細書の開示に係る取り扱い要領」で基本的事項を定めており、その中で個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮しつつ、被保険者へのサービスの充実を図ることとされ、具体的には、開示対象レセプトの範囲、開示依頼を行いうるものの範囲をはじめ、被保険者本人から開示依頼にかかる書類の受付、事前説明、依頼者の本人確認方法などが定められている。

この間、担当職員が本要領に基づきプライバシーの保護及び被保険者へのサービスに配慮しつつ適切に対応しており、異議申立人についても本要領に基づき、平成14年5月分について、平成17年10月28日に開示している。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

病院がどういうレセプト処理をしているか不明であるため知りたく、全部公開を求める。また、診療報酬明細書の開示依頼を求めたところ、制度が無く出せない等、ああだこうだと期間を延ばし、文書を廃棄してしまったとするのは、納得がいかないし、情報公開請求で文書を廃棄したことがわかる釜入れ証明書を請求してもなかなか開示しない等、実施機関と何回もやりとりが必要な状況をなんとかしてほしい。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、保存期間の満了に伴い廃棄したため、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件保有個人情報は存在するはずであるから本件決定を取り消し、全部開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

3 本件保有個人情報の存否について

- (1) 国民健康保険事業は、市町村を保険者とし、被保険者に対し疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものであり、保険者は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったとき、審査した上支払うこととしている。

診療報酬明細書は、被保険者に対し行われた医療行為や使用された医薬品の明細及び診療点数と請求金額が記載されているもので、保険医療機関等から実施機関に提出される。

なお、診療報酬明細書等については、診療上の支障が生じない場合に被保険者へのサービスの充実を図る観点から、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき、区役所保険年金担当で保有している診療報酬明細書等の開示依頼の受付を行っている。

- (2) 本件保有個人情報は、異議申立人に係る診療報酬明細書のうち、平成13年11月、平成13年12月及び平成14年8月分である。（以下平成13年度分を「本件文書1」、平成14年度分を「本件文書2」という。）

規程第29条は「局等の総務担当課長は、当該公文書の性質及び内容等に応じ、簿冊等により編集し、その名称及び保存期間を、行政管理担当課長と協議の上、定めなければならない。……その内容について行政管理担当課長は文書分類表を定め、……閲覧に供する。」、また、規程第43条は、「保存期間が満了する保管文書は、……保存期間満了後速やかに、廃棄簿冊目録と照合の上、公文書の性質に応じて適切に廃棄しなければならない。」と規定している。

- (3) 実施機関によると、本件文書は保存期間を3年と定めており、本件文書1は平成17年4月に保存年限が到来し、平成17年7月下旬から北区役所で平成17年度に廃棄する全文書を取りまとめ、平成17年8月23日に処分業者に引き渡し、同月25日には業者が文書の溶解処分を行い、また、本件文書2は平成18年4月に保存年限が到来し、平成18年7月下旬から平成18年度分の廃棄予定文書を取りまとめ、平成18年8月3日に処分業者に引き渡し、同月4日に溶解処分を行っており、請求時点では、本件保有個人情報は存在しないとのことであった。

当審議会において、平成13年度及び平成14年度当時の文書分類表、平成17年度及び平成18年度の廃棄簿冊目録、引渡しのあった廃棄予定文書を処分業者が溶解処分したことを示す溶解証明書等、本件保有個人情報に係る保存から廃棄に係る一連の手続きを示す資料の提示を受け、実施機関が保存期限到来後、本件文書を規程に則った廃棄簿冊として廃棄したことを確認した。

さらに実施機関に本件文書に係る開示依頼の状況を確認したところ、本件文書2は、平成18年1月27日に開示依頼を受け付け、保険医療機関から請求がなく保有していないため、本件文書2は不存在である旨の通知を異議申立人に平成18年2月3日付けで行ったとのことであった。

- (4) 以上を踏まえると、本件文書1は、実施機関が実際保有していたのか否か確認できないものの、存在していた場合でも請求時点で保存期限経過後廃棄されており、他方、本件文書2は、保存期限経過後廃棄したのではなく、そもそも実施機関が保有していなかったものと認められる。

よって、決定に係る実施機関の理由が一部不正確であったことが明らかとなったが、請求時点において、本件保有個人情報の不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。なお、今後、開示決定等に係る理由を付記する際には、十分な検討を行うよう求める。

4 その他

- (1) 異議申立人は、平成17年8月10日頃に北区役所に来庁したが手続きの案内が不適切であったため開示依頼が受け付けられず、結果として入手を要望していた本件文書1が平成17年8月25日に廃棄され、開示を故意に阻止されたと主張する。

また、厚生労働省のガイドラインでは、診療報酬明細書等の保存期間は5年を提示されているにもかかわらず、大阪市では保存期限が3年となっている点について、文書を隠蔽するために保存期限を短縮していると主張する。

- (2) 前者について、当時の異議申立人への対応について実施機関に確認したところ、担当職員の記憶によると、平成17年8月（日付は不明）に異議申立人の来庁があり、平成12年度から平成14年度分までの診療報酬明細書の開示依頼に関する相談に対し、平成13年度以前分は保存期間が経過している旨説明をし、開示依頼はその際提出がなかった。その後、異議申立人からは、平成17年9月21日付けで初めて平成14年5月分の診療報酬明細書の開示依頼を受け付け、開示決定をしたとのことであった。

実施機関のこの説明からは、職員が受付を拒否したとまで確認できないが、異議申立人が主張するように平成17年8月初旬に来庁していたとすれば、本件文書1が未だ廃棄されていなかったにもかかわらず、廃棄処理状況等十分な調査なしに不存在である旨の説明若しくは不存在であるととりかねない不十分な説明を職員が行った可能性も否定できない。

当審議会としては、実施機関の運用する開示依頼制度は別にしても、条例に基づく開示請求に対しては、保存期限に到達していても廃棄処分されていない限り文書を特定し、開示決定等すべきであることから、今後異議申立人の主張するような不信感を生まないように、開示請求に係る事務処理にあたり文書の存否や開示請求制度に十分な説明をするなど適切な対応を実施機関に望むものである。

- (3) 後者について、実施機関に保存期限の決定根拠について確認したところ、国民健康保険は保険者である各市町村が保存期間を定めており、国等から国民健康保険の保険者に対し保存期間に係わる通知等はなく、異議申立人が主張するようなガイドラインは存在せず、健康福祉局では、民法（明治29年法律第89号）第170条により医師の診療報酬請求権の消滅時効が3年であることから、保存期間を3年と定め、大阪府や厚生労働省あて毎年当該保存期間を報告しており、また、特段文書管理上問題も発生しなかったとのことであった。

しかし、平成18年12月20日付け国健第2399号により大阪府から、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4条に基づく都道府県の指導として、不当利得等の返還を求める権利に係る消滅時効が地方自治法第236条第1項に基づき5年であることから、保存期間の延長に努めるよう、初めて指摘があった。よって、保管場所の確保等の保存期間延長に伴う課題を解消した上で、文書分類表を改正し、平成19年度発生文書からは、保存期間を5年に改めているとのことであった。

なお、政府管掌保険や老人保健医療制度では診療報酬明細書の保存期間は5年と定められており、これに基づいて国民健康保険について当該文書の保存期間を5年としている市町村もあるとのことであった。

当審議会平成13年及び平成14年当時の公文書管理規則（平成13年規則第30号）を確認すると、第7条第1項により、公文書の種類毎に保存期間の取扱いを定めた文類表には「消滅時効が3年である債権等に関するものは3年」とすると定められており、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

以上を踏まえると、保存期間の改正が本件文書に影響しなかった点は遺憾というほかはないが、実施機関が保存期間を3年とした点について、文書管理上不適切であつ

たとは認められず、異議申立人の主張は採用できない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。